

【7】 利用者負担額（保育料）助成について

和光市では、平成27年4月に行った利用者負担額（保育料）の改正に併せて、多子、生活困窮等の事由により、経済的な負担の軽減を図ることが必要な教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」）に、以下のとおり利用者負担額助成を実施します。なお、当該助成は、利用者負担額の見直しとともに、3年ごとに見直しを行います。

①多子世帯利用者負担額助成

対象者	以下の全てを満たす子どもの保護者 ※既に多子軽減等で利用者負担額が無料である場合は除く ①保護者の子どもが3人以上同居している世帯に属すること。 ②第3子以降の子どもであること。（第1子・第2子の年齢不問） ③保育を利用する年度の4月1日時点で、3歳未満の子どもであること。 ④保育園・認定こども園・小規模保育事業所において保育を利用している子どもであること。
助成額	保護者が負担する第3子以降の保育園・認定こども園・小規模保育事業所の利用に係る利用者負担額全額

②生活困窮世帯利用者負担額助成

対象者	利用者負担額が第3階層及び第4階層に該当する子どもの保護者 ※多子世帯利用者負担額助成に該当する場合を除く ※ひとり親世帯等の減免を受けている場合を除く													
助成額 (月額)	下記の表のとおり。階層、年齢、保育必要量の認定により助成額が異なります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階層</th> <th colspan="2">年齢及び認定</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3歳未満</th> </tr> <tr> <th>標準認定</th> <th>短時間認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3階層</td> <td>6,200円</td> <td>6,080円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>5,500円</td> <td>5,230円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年齢は保育を利用する年度の4月1日時点の年齢です。 ※多子軽減（第2子半額）の適用を受けている場合は、助成額も半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）になります。</p>	階層	年齢及び認定		3歳未満		標準認定	短時間認定	第3階層	6,200円	6,080円	第4階層	5,500円	5,230円
階層	年齢及び認定													
	3歳未満													
	標準認定	短時間認定												
第3階層	6,200円	6,080円												
第4階層	5,500円	5,230円												

※利用者負担額（保育料）の負担について

①②のいずれの助成についても、一度保育料を納付いただいた上で、後日申請いただき、助成するものです。利用当初より保育料が無料又は減額されるものではありません。

※申請について

利用者負担額（保育料）助成については、申請が必要となります。助成にあたり、保育料の滞納がないことが要件となります。入所決定後、対象の世帯へ市より申請書類を送付いたします。申請書等を受領後、滞納の有無等助成の可否について、判定の上、助成いたします。